全国木質セメント板工業会関連告示（抜粋）

建告第1400号 （最終改正R4.5.31 国交告第599号）	不燃材料を定める件	第5号		繊維強化セメント板（**スラグせっこう板**が該当。但し、無塗装板　以下、同様に告示に例示の材料は全て無塗装板。）
建告第1401号	準不燃材料を定める件	第3号		**厚さが15mm以上の木毛セメント板**
		第4号		**厚さが9mm以上の硬質木片セメント板**（**かさ比重が0.9以上のもの**に限る。）
		第5号		**厚さが30mm以上の木片セメント板**（**かさ比重が0.5以上のもの**に限る。）
		第6号		**厚さが6mm以上のパルプセメント板**
建告第1399号 （最終改正R3.6.21 国交告第546号）	耐火構造の構造方法を定める件	第1　壁　第1号　間仕切壁（耐力・2時間）	へ	**木片セメント板**の両面に厚さ1cm以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が8cm以上のもの
		第4号　外壁（耐力・2時間）		**第1号**に定める構造とすること
		第5　屋根　第2号		（略）、野地板に**厚さが25mm以上の硬質木毛セメント板**又は**厚さが18mm以上の硬質木片セメント板**を使用し、（略）
国交告第195号 （建告第1380号、国交告第253号、同第563号は廃止）	一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（1時間準耐火構造）	第1　壁　第1号　間仕切壁（耐力）	ハ(3)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側に**厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板**の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの
			ニ	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に**ハ(1)～(6)までのいずれか**に該当する防火被覆が設けられた構造
		第2号　間仕切壁（非耐力）	ハ	**第1号ハ又は二**に定める構造とすること
		第3号　外壁（耐力）	ハ(2)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に**厚さが18mm以上の硬質木片セメント板**を張り、その屋内側の部分に**第1号ハ(1)～(7)のいずれか**に該当する防火被覆
			ハ(6)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に**厚さが12mm以上の硬質木片セメント板**の上に厚さが10mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの
			ニ	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分に**ハ(1)～(3)までのいずれか**に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に**第1号ハ(1)～(6)までのいずれか**に該当する防火被覆
		第4号　外壁（非耐力）	ハ	**第3号ハ又は二**に定める構造とすること
		第2　柱　第3号	イ	**第1第1号ハ(2)～(5)までのいずれか**に該当する防火被覆
		第3　床　第3号	イ(1)	根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、表側の部分に厚さが12mm以上の「合板等」の上に**厚さが12mm以上の**せっこうボード、**硬質木片セメント板**又は軽量気泡コンクリートを張ったもの（裏側の規定はロ）
		第5　軒裏　第1号	ハ	**第1第3号ハ(2)又は(6)**に該当するもの
建告第1358号 （最終改正R3.6.7 国交告第514号）	準耐火構造の構造方法を定める件（45分準耐火構造）	第1　壁　第1号　間仕切壁（耐力）	ハ(3)(ⅱ)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側に**木毛セメント板**張又はせっこうボード張の上に厚さ10mm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの
			ハ(3)(ⅲ)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側に**木毛セメント板**の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
			ハ(4)(ⅱ)	間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側に**木毛セメント板**又はせっこうボードの上に厚さ10mm以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
			ハ(4)(ⅳ)	間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側に**セメント板**又は瓦の上にモルタルを塗ったもので**その厚さの合計が25mm以上**のもの
		第2号　間仕切壁（非耐力）	ハ	**第1号ハ**に定める構造とすること
		第3号　外壁（耐力）	ハ(1)(ⅲ)	間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に、**木毛セメント板**又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの（屋内側被覆は別に規定あり）
			ハ(1)(ⅴ)	間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に、**セメント板**又は瓦の上にモルタルを塗ったもので**その厚さの合計が25mm以上**のもの（同上）
			ニ(2)	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分に**ハ(1)(ⅱ)～(ⅵ)までのいずれか**に該当するもの（同上）
		第4号　外壁（非耐力）	ハ	**第3号ハ又は二**に定める構造とすること
		第5号　外壁（非耐力・非延焼）	ハ	**第3号ハ又は二**に定める構造とすること
			ニ(1)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に、**第3号ハ(1)(ⅰ)～(ⅵ)までのいずれか**に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に、**厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板**
			ホ	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分に**第3号ニ**(1)又は**(2)**に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に**ニ(1)**又は(2)に該当する防火被覆
		第3　床　第3号	イ(1)	根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、表側の部分に厚さが12mm以上の「合板等」の上に厚さが9mm以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリート又は**厚さが8mm以上の硬質木片セメント板**を張ったもの（裏側は別に規定あり）
		第5　屋根　第1号	ハ(2)(ⅳ)	**厚さが12mm以上の硬質木片セメント板**
			ハ(2)(ⅴ)	**第1第3号ハ(1)(ⅱ)～(ⅵ)までのいずれか**に該当するもの
		第2号（軒裏）	ハ	**第1号ハ(2)(ⅳ)又は(ⅴ)**に該当する防火被覆が設けられ、かつ、（略）
		第6　階段　第3号	イ	（略）、段板の裏面に**第5第1号ハ(2)(ⅰ)～(ⅴ)までのいずれか**に該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に**第1第5号ニ(1)**又は(2)（屋外側にあっては、**第1第3号ハ(1)(ⅱ)～(ⅵ)までのいずれか**）に該当する防火被覆が設けられたもの
			ロ	（略）、かつ、けたの外側の部分に第1第1号ハ(1)(ⅱ)～(ⅴ)までのいずれか（屋外側にあっては、**第1第3号ハ(1)(ⅱ)～(ⅵ)までのいずれか**）に該当する防火被覆が設けられたもの
建告第1359号 （最終改正R3.6.7 国交告第513号）	防火構造の構造方法を定める件	第1　外壁　第1号（耐力）	ロ(2)(ⅲ)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その屋外側にあっては、**木毛セメント板**又はせっこうボードの上に厚さ10mm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの
			ロ(2)(ⅳ)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その屋外側にあっては、**木毛セメント板**の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
			ロ(2)(ⅵ)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その屋外側にあっては、**セメント板**又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、**その厚さの合計が25mm以上**のもの
			ハ(3)(ⅱ)(ハ)	間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その屋外側にあっては、**木毛セメント板**又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの
			ハ(3)(ⅱ)(ヘ)	間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その屋外側にあっては、**厚さが12mm以上の硬質木片セメント板**を張ったもの
			ハ(3)(ⅱ)(チ)	間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その屋外側にあっては、**ロ(2)(V)～(viii)までのいずれか**に該当するもの
		第2　軒裏　第3号		**第1第1号ハ(3)(ii)((イ)及び(ホ)～(ト)までに掲げる構造を除く。**)に定める防火被覆が設けられた構造とすること
建告第1360号 （最終改正R5.3.24 国交告第225号）	防火設備の構造方法を定める件	第1　防火設備　第2号	~~ホ~~	~~骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが12mm以上の木毛セメント板又は厚さが9mm以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの~~　（削除）
建告第1362号 （最終改正H27.1.29 国交告第181号）	木造建築物の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件	第1　外壁（耐力）　第3号	ロ(3)	せっこうボード又は**木毛セメント板**（**準不燃材料であるもので、表面を防水処理したもの**に限る。）を表面に張ったもの
建告第1367号 （最終改正H17.6.1 国交告第568号）	準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件	第1　第2号	ロ	**木毛セメント板**の上に金属板をふいたもの
建告第1368号 （最終改正H16.9.29 国交告第1176号）	床又は直下の天井の構造方法を定める件	第1　第2号	ロ	**木毛セメント板**張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの
			ハ	**木毛セメント板**の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
		第3号	ロ	**木毛セメント板**張又はせっこうボード張の上に厚さ1.5cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの
			ニ	**セメント板**張又は瓦張の上にモルタルを塗ったもので**その厚さの合計が2.5cm以上**であるもの
国交告第225号 （最終改正R2.12.28 国交告第1593号）	準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件	第1　第1号　こんろ	イ(1)	こんろ可燃物燃焼部分の間柱及び下地を**特定不燃材料**とした場合　**特定不燃材料**ですること　※特定不燃材料：建告第1400号第1号～第8号まで、第10号及び第12号～第17号までに規定する建築材料（→　第5号　繊維強化セメント板）
			イ(2)(ⅱ)	**厚さが5.6mm以上の**繊維混入ケイ酸カルシウム板又は**繊維強化セメント板を2枚以上**張ったもの
			ロ	（略）、**イ(1)又は(2)**に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ**当該(1)又は(2)**に定めるところによりするものとする
			ハ	（略）、垂直方向に80cm移動したときにできる軌跡の範囲内の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを**特定不燃材料**でするものとする